

## 12月議会 あらまし

※全議案の議決結果はホームページでご覧いただけます。



令和元年第4回定例会（12月議会）は、11月28日に開会し、12月17日までの会期で開催しました。

一般質問は、6日から10日の3日間で15人の議員が質問を行い、11日からの予算決算委員会では、一般会計・特別会計それぞれの補正予算を審査しました。

17日の議案審議では、森林環境整備基金の設置・管理及び処分に関する条例の制定、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、リサイクルプラザとうかいに関する条例の廃止、中央地区の基盤整備工事、監査委員の選任など、村長提出の議案15件すべてを可決・同意しました。

# 森林を守り、整備する 森林環境整備基金設立



▲村松晴嵐の碑の黒松（平成25年頃）



▲マツクイ虫の被害を受けた松林（平成31年3月頃）

### 森林環境譲与税とは

パリ協定における温室効果ガス排出削減、災害防止を図る森林整備の財源を安定的に確保する観点から、森林現場の課題に対応することを目的に、森林環境譲与税が創設されました。

### 森林環境税とは

令和6年4月より1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する予定です。

村では、森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、財源を適正に管理するために基金を創設しました。今後、森林整備及び利用促進のための調査費用に充てられます。

## 新たな 事業

- ①村松晴嵐の碑及び八間道路に黒松を計画的に5年かけて植樹
- ②森林経営管理制度意向調査の実施

### 譲与基準

- ※総額の8割に相当する額を
- ①私有林人口面積
  - ②林業就業者数
  - ③人口で按分